

松江市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

1. 目的

住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）は、松江市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅の所有者、居住者または管理者（以下「所有者等」という。）に対し、直接的な住宅の耐震化の意識啓発及び情報の提供を行うと共に、耐震改修事業者の技術力向上に係る取り組み等を実施することで、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2. 位置付け

アクションプログラムは、松江市耐震改修促進計画（平成30年3月改定。以下「促進計画」という。）を補完するものとして位置付ける。

3. 対象建築物

原則として建築基準法（昭和25年法律第20号）における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）前に工事着手した松江市に存する全ての住宅とする。

4. 計画期間

アクションプログラムの計画期間は、令和5年度から令和9年度までとする。

ただし、社会経済状況や関連計画の改定、アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、必要に応じて検証し、見直しなどを行う。

5. 施策内容

松江市内に存する住宅の所有者等に対して、次の①～⑤の取り組みを実施することで、住宅の耐震化の意識啓発及び情報の周知を図る。

【財政的支援】

- ① 住宅の耐震診断費、計画策定費、耐震改修費等に対する一部補助を実施

【戸別訪問等の実施】

- ②住宅所有者に対する直接的な啓発活動

- ・ 対象建築物の住宅所有者に対し、個別訪問、ダイレクトメールおよびパンフレット等の配布により住宅の耐震化の必要性や市の補助制度等の情報提供を行う。

- ③耐震診断実施済みの住宅所有者に対する耐震化の促進

- ・ 耐震診断を実施した住宅の所有者に対し、耐震診断報告時に耐震改修補助制度等の説明等を行う。
- ・ 一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、訪問、電話連絡およびダイレ

クトメール等により耐震改修を促す。

【その他普及啓発活動等】

④改修事業者の技術力向上等

- ・ 県が実施する改修事業者を対象とした講習会の開催に協力する。
- ・ 県が作成する「島根県木造住宅耐震診断士登録名簿」及び「島根県耐震改修設計施工技術者名簿」をホームページ等で公表する。

⑤市民への耐震化に係る普及啓発

- ・ 広報誌やホームページに、耐震性能の向上の必要性や松江市の補助制度等について掲載する。
- ・ 住宅の耐震啓発に係るパンフレット等を窓口にて配布する。

【相談体制の整備】

- ⑥ 建築物の所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修工事を実施できるよう、建築士の派遣・相談窓口の開設など相談体制を整備する。

6. 連携

アクションプログラムを総合的に推進するため、松江市は、島根県と連携して活動に取り組む。

7. 実績の公表

本アクションプログラムに基づく、次の項目については松江市のホームページに掲載する。

- ・ 本年度の支援目標
- ・ 訪問戸数件数、耐震診断および耐震改修の実績
- ・ 実績に対する課題
- ・ 次年度に向けた改善策